佐賀県選挙管理委員会告示第37号

選挙運動及び政治活動取扱規程（昭和30年佐賀県選挙管理委員会告示第108号）の一部を次のように改正する。

平成25年７月19日

佐賀県選挙管理委員会委員長　　松　　尾　　紀　　男

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第５号様式の３ 第　　何　　号 平成何年何月何日執行の何選挙の何選挙区（何選挙） 選挙運動用ビラ証紙交付票 （　　） 佐賀県選挙管理委員会　　印 略 備考　１・２　略 ３　この証紙交付票で、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては候補者届出政党は４万枚、候補者は７万枚、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては13万枚の証紙の交付を受けることができます。 ４　この証紙交付票で、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては候補者届出政党は４万枚、候補者は７万枚、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては13万枚の証紙の交付を受けたときは、この票は、必ず返納してください。 なお、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては候補者届出政党は４万枚、候補者は７万枚、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては13万枚に達しないときは、当委員会は、証紙の交付枚数を記載し、取扱者印を押して提出者にお返しします。 ５　略	**第５号様式の３** 第　　何　　号 平成何年何月何日執行の何選挙の何選挙区（何選挙） 選挙運動用ビラ証紙交付票 （　　） 佐賀県選挙管理委員会　　印 略 備考　１・２　略 ３　この証紙交付票で、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては候補者届出政党は４万枚、候補者は７万枚、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚の証紙の交付を受けることができます。 ４　この証紙交付票で、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては候補者届出政党は４万枚、候補者は７万枚、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚の証紙の交付を受けたときは、この票は、必ず返納してください。 なお、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては候補者届出政党は４万枚、候補者は７万枚、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚に達しないときは、当委員会は、証紙の交付枚数を記載し、取扱者印を押して提出者にお返しします。 ５　略

附　則

この告示は、平成25年７月28日から施行する。